

## 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案)の制定 に係るパブリックコメント

### 1 目的

流山市自転車駐車場条例 改正(案)について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

### 2 改正に至る背景

本市では、平成21年4月1日に施行された流山市自転車駐車場条例により、現在市内20か所で自転車駐車場を設置・運営しており、令和5年度には自転車および原動機付自転車(以下、「原付」という)を合わせて6,951件の定期利用申請を受け、多くの方に利用いただいています。

当条例施行以降、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業による道路や宅地整備により、市内の都市構造は大きく変化し、それに伴い自転車駐車場の需要も変化しました。

一方、自転車駐車場を取り巻く環境も変化し、電動アシスト付き自転車やクロスバイクなど、自転車駐車場に駐車される車両も日々多様化しています。また、令和5年7月1日には、一定基準を満たす電動キックボードが改正道路交通法により特定小型原動機付自転車として、従来の原動機付自転車的一种に位置づけられ、今後所有者の増加とともに駐車場利用者の増加も想定されます。

このように、自転車駐車場を取り巻く環境が変化する一方で、当条例は消費増税等の軽微な改正を除き、これまで抜本的な条例改正は行っておらず、現状の施設需要や物価高騰などの社会的変化に対応できていない場面も見受けられます。

つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業が市内5地区のうち、4地区では換地処分を迎え、概ねの整備が完了したこと、また、コロナ禍による自転車駐車場の利用低迷も落ち着き、今後の施設需要についてもおおむねの見通しがついたことから、関連法令や各施設の需要等を考慮し、利用者の利便性に資する条例改正を行うものです。

### 3 改正条例の内容

#### (1) 受け入れ車両の拡大

自転車、総排気量50cc以下の原動機付自転車のほか、排気量400ccの中型バイクまで受け入れ車両を拡大します。

これを受け、下記(2)で新たに使用料を設定します。

#### (2) 使用料の見直し

##### ア 定期使用料

##### (ア) 自転車 一般

- ・流鉄流山線沿線は月額200円を基本に、年間1台あたり2,400円とします。
- ・東武アーバンパークライン沿線は、改正前の1.2倍を基本とし算出します。

※ ただし、施設の需要に応じて、一部の施設の使用料は変動。

## (イ) 自転車・学生

上記(ア)の自転車一般料金の半額とします。

## (ウ) 原付・小型バイク

自転車 一般料金の1.6倍を基本とします。

新たに受け入れる小型バイク(総排気量50~125cc)は、他市を参考に原付と同価格とします。

## (エ) 中型バイク

新たに受け入れる中型バイクは、自転車の2倍を基本とします。

## イ 一時使用料

## (ア) 一時使用券

定期使用料同様、自転車は改正前の1.2倍、原付、小型バイクは自転車の1.6倍、中型バイクは自転車の2倍とします。

## (イ) 一時使用券(15枚まとめ売り)

改正前の回数券制度を廃止し、上記(ア)の一時使用券を15枚まとめて販売する枠を新たに設けます。

なお、これまで使用期限が設けられていなかったため、購入後1年間の使用期限を新たに設定します。

具体的な金額については、別紙「自転車駐車場条例 改正(案)」をご覧ください。

## (3) 無料開放日の拡大

施設を無料で使用できる「無料開放日」に、新たに土曜日を追加します。

## (4) 使用料免除対象の拡大

改正前の免除対象に、次の①から③を新に追加します。

① ひとり親家庭(児童扶養手当の認定を受けている者とその家族)

② 難病指定を受けているもの(特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者)

③ 運転免許証を返納した75歳以上のもの

## 4 意見を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

5 意見の募集期間

令和6年9月1日（日）～令和6年9月30日（月）【必着】

6 公表方法

(1) 閲覧場所

道路管理課（市役所第3庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、生涯学習センター、各図書館、各市営自転車駐車場受付

(2) 市ホームページ

7 意見の提出方法

意見は、別紙様式（任意の様式も可）に住所、氏名を明記の上、次の方法のいずれかの方法によりご提出ください。

① 郵便 ② ファクシミリ ③ 電子メール ④ 書面の持参 ⑤ インターネット

8 その他

(1) 意見に対する市の考え方については、市のホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答は致しません。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

9 問い合わせ・意見提出先

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路管理課 交通安全対策係

電話：04-7150-6093

FAX：04-7150-2862

電子メール：dourokanri@city.nagareyama.chiba.jp

QRコード